

短期利用のサービス等の概要

1 サービスの利用期間と内容

利用可能期間	最短 2 日（1 泊 2 日）～ 最長 30 日（29 泊 30 日）
サービスの内容	重要事項説明書「サービス内容」と同一です。

2 利用料

費用の支払方法	利用終了後、指定日までに施設の口座にお振込みいただきます。						
1 日あたりの利用料	19,296 円（税込）						
年齢に応じた金額設定	無 ・ 有						
要介護状態に応じた金額設定	無 ・ 有						
料金プラン	利用料	内 訳					
		管理費	特別 介護料	食費	電気料	家賃 相当額	その他
算定根拠	19,296 円	4,400	1,474	2,408	110	7,120	3,784
	管理費	月額120,000円(税抜)の30分の1に相当する額に消費税を加算した額 ① 施設の運営のための人件費 ただし介護サービスに係る人件費を除く ② 入居者の健康管理体制を維持するための費用 ③ 施設の維持管理のための費用 ④ 専用居室の上下水道料・給湯料 ⑤ 共用施設の光熱水費・冷暖房費 ⑥ その他施設の管理運営に要する費用					
	特別介護料	月額40,000円(税抜)の30分の1に相当する額に消費税を加算した額 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護または特定施設入居者生活介護のサービスを平成12年3月30日老企第52号により、介護職員・看護職員を手厚く配置した場合の介護サービス利用料です。 この費用は費用設定時において人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち介護保険給付(利用者負担分を含む)及び介護費用(特別介護金)による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出されています。 ・ 当施設では、要介護者等2.0名に対し週37.5時間換算で常勤換算1名以上の介護職員・看護職員を配置しています。					
	食費	内訳に記載されている金額は1日3食の料金です。 各料金は、朝食648円・昼食770円・夕食990円(全て消費税込)。料金の請求は申込食数に応じて計算します。 欠食される場合は、前日の正午までに職員へご連絡ください。					
	電気料	居室内の電気利用料です。					
	家賃相当額	月額213,600円(非課税)の30分の1に相当する額					

		その他	介護費用（特別介護金）月額103,000円(税抜)の30分の1に相当する額に消費税を加算した額
--	--	-----	---

1日あたりの利用料に含まれない実費負担等 ※1 (全て消費税込額)	【介護費用】 ○ 要介護者等の個別的な選択により、その都度費用が必要になる介護サービス利用料 ・ おむつ、消耗品等(介護上必要な物は除く)は実費を負担していただきます。 【おやつ】 ・ 1食110円 【家族室利用料】 ・ 1泊2日3,300円 【来客食】 ・ 入居者以外の外部利用者の価格 朝食770円・昼食880円・夕食1,100円 【レクリエーションにかかる費用】 ・ 内容により費用をご負担いただきます。 【文化教養活動にかかる費用】 ・ 内容により費用をご負担いただきます。 【コピー料金】 ・ 白黒：1枚10円 ・ カラー：1枚50円 ・ 両面コピーは倍額になります。
	【財務諸表】 ・ 1セット 100円 【FAX料金】 ・ 発信：国内 1枚20円 国際：自己負担金額（フロント確認） ・ 着信：1枚10円 【その他】 ・ 訪問理美容ではその都度費用をご負担いただきます。

介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額) ※2	○特定施設入居者生活介護		
		日 額	利用者負担額 (1/2/3割の場合)
	要介護 1	7,278円	728円/1,456円/2,184円
	要介護 2	8,093円	810円/1,619円/2,428円
	要介護 3	8,940円	894円/1,788円/2,682円
	要介護 4	9,723円	973円/1,945円/2,917円
	要介護 5	10,559円	1,056円/2,112円/3,168円
	○各種加算の状況		
	夜間看護体制加算	無・有	I II
	若年性認知症入居者受入加算	無・有	
	サービス提供体制強化加算	無・有	I II III
			I II
			I II
	生産性向上推進体制加算	無・有	I II
	高齢者施設等感染対策向上加算	無・有	I II
	介護職員処遇改善加算	無・有	I II III IV V

3 その他	
利用(契約)に際しての留意点、特記事項等	居室は横浜エデンの園指定によります。 原則、送迎対応はいたしません。

※1 見込まれる総ての項目名を列記しています。

※2 夜間看護体制加算(要介護のみ18単位/日)、サービス提供体制強化加算(22単位/日)、生産性向上推進体制加算(10単位/月)、高齢者施設等感染対策向上加算(10単位/月)、介護職員処遇改善加算(12.8%)を含めて記入しています。